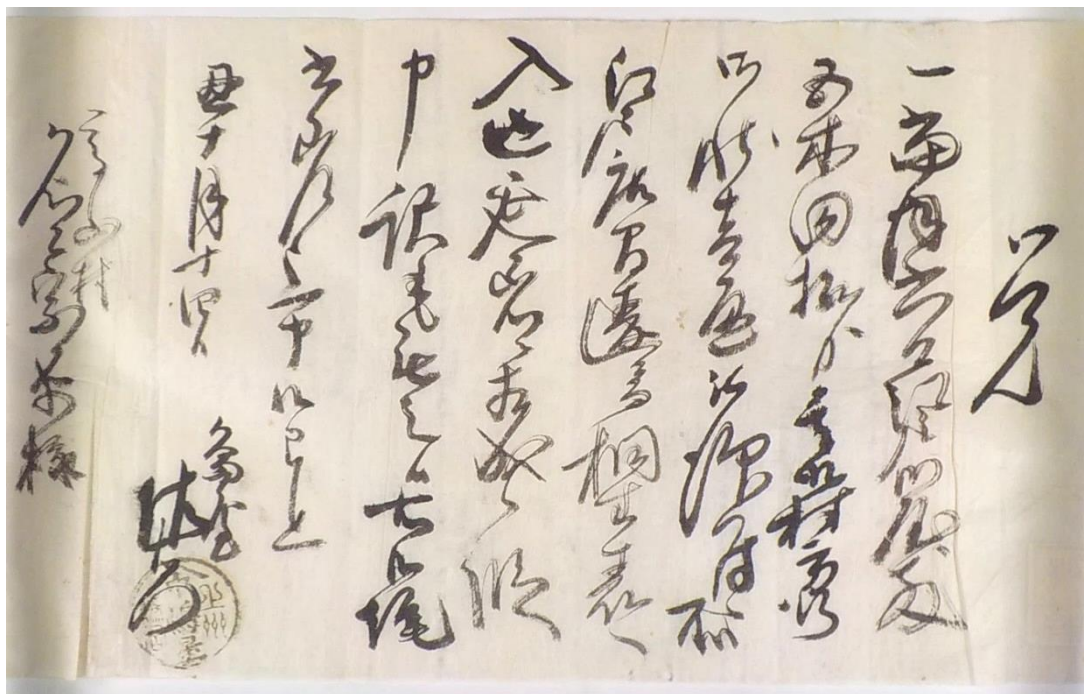




⑫ 覚（江戸屋敷より村方行き
書状宛間違いにつき御詫）

丑10月

天明^{てんめい}2年（1782）に、幕府が特権を認め
た飛脚^{ひきやく}問屋を江戸^{じょう}定飛脚^{じょうひきやく}仲間といいま
す。そのうち、京屋^{きやうや}・嶋屋^{しまや}は上州をはじめ
東国を中心に「出店」を^{でみせ}設け、手紙や荷物、
情報を運んで江戸との交流を支えました。

嶋屋は、藤岡・桐生・高崎・伊勢崎・前
橋に出店を設けました。史料では、藤岡店に^だ送るはずであった郵便物が、誤って桐生店^だ
へ輸送され、到着が遅れたことについて、

嶋屋がお詫びしています。

藤岡市高山 坂本祐一家文書

P 8 2 0 2 ・ No. 1 1 5 0



【⑫】 覚（江戸屋敷より村方行き書状

宛間違いにつき御詫）

〔釈文〕

覚

一当月六日、江戸御屋敷
五木田様方其御村方行
御状壱通被^ニ仰付^ニ候所、
江戸店間違^ニ而桐生表へ
入込、延着^ニ相成候段、
申訳も無^レ之候、右御詫
書差上申候、已上

島屋

丑十月十四日

佐右衛門印

高山村

名主宗兵衛様

（藤岡市高山 坂本祐一家文書

P 8 2 0 2 ・ No. 1 1 5 0）